

温室効果ガス排出量の算定に係る 資格制度検討会

第1回検討会資料

2022年11月4日

FOR DISCUSSION ONLY

日時：11月4日（金）15:00～17:00

場所：Webミーティング

出席者（敬称略）

委員：

座長 竹ヶ原 啓介（株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所 エグゼクティブフェロー 兼 副所長）

淡路 睦（一般社団法人全国地方銀行協会 会長行 株式会社千葉銀行 取締役常務執行役員）

松川 恵美（一般社団法人CDP Worldwide-Japan シニアマネジャー）

森本 英香（一般財団法人持続性推進機構 理事長）

家森 信善（神戸大学経済経営研究所 教授）

オブザーバー： 経済産業省、金融庁、全国銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、
日本商工会議所、金融財政事情研究会、カーボンニュートラル協会、炭素会計アドバイザー協会

議題

1. 環境省からのご挨拶（大臣官房環境経済課 波戸本課長）
2. 座長および委員のご紹介
3. 議事
 - （1）問題の所在/制度設立の目的・趣旨（資料1）
 - （2）制度の概要（資料2）
 - （3）ガイドラインの内容に係るご説明
 - ①ターゲットとする能力のレベル（資格取得者のイメージ）（資料3）
 - ②認定制度の審査項目（資料4）
関連する他制度の概要（資料4別紙）
 - （4）意見交換

(問題の所在)

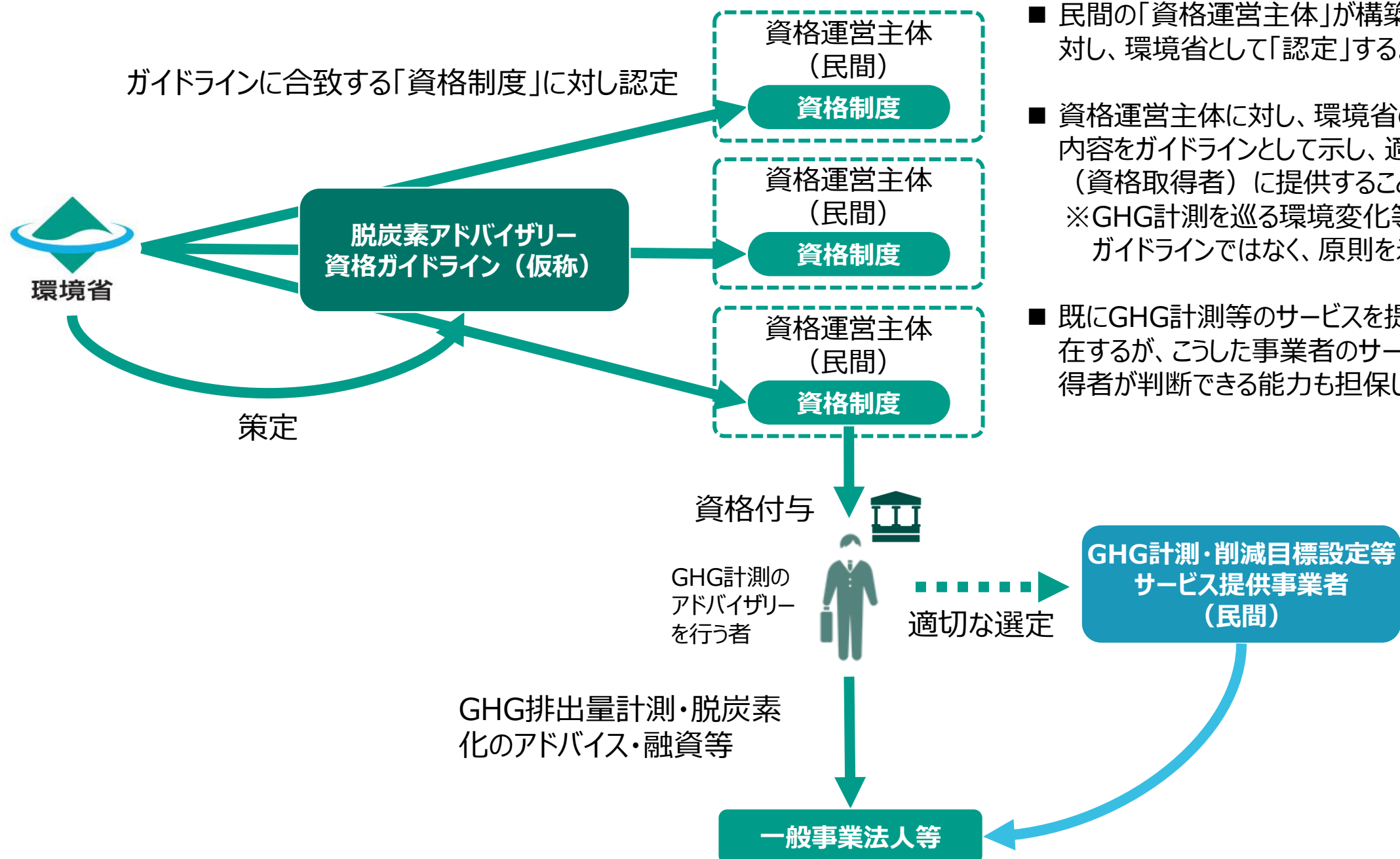
- 企業における温室効果ガス（GHG）排出量計測および削減対策支援に対するニーズは、①サプライチェーン全体での脱炭素化の要請の強まり、②金融機関における融資先のファイナンスド・エミッション計測の必要性、等から足もと急激に高まっている。
- こうした中、自力での対応が困難な中小企業を中心として、外部のGHG計測サービス等を利用する事例もみられているが、サービスの内容や質は事業者により分かれているとの声も聞かれており、適切なサービスの選定を行うための「目利き」の介在が望まれる状況。
- 他方、金融機関においては、融資先に対するGHG排出量計測の働き掛けを進める上で、自社・自行の職員の知識・能力の育成を図っているものの、民間事業者が運営する資格のレベル感やカバレッジが異なる中、取得を奨励すべき資格の選定に際して目線が定めにくい状況。

(制度設立の目的・趣旨)

- 上記を踏まえ、脱炭素化にかかる人材開発を目的とした施策の一環として、「**脱炭素化にかかる資格の認定制度**」を設けたい。具体的には、環境省によるガイドラインを作成し、適合する民間資格を認定することにより、同資格に一定の保証性を与え、支援する枠組みを想定。
 - 例えば、金融機関等の職員が認定資格を取得し、取引先企業の脱炭素化に関する適切なアドバイス・GHG計測サービスの仲介等を促進させることが期待される。
 - 本制度は、中小企業における脱炭素化促進に向けた「地域ぐるみでの支援体制構築」の取組の一翼を担う位置づけ。

■ 環境省による認定制度の流れは以下のフローを想定している。

【資格制度のイメージ】



【ガイドラインのイメージ】

- 民間の「資格運営主体」が構築・運営する「資格制度」に対し、環境省として「認定」する。
- 資格運営主体に対し、環境省の想定する水準を満たす内容をガイドラインとして示し、適合する教育を受講者（資格取得者）に提供することを求める内容とする。
※GHG計測を巡る環境変化等が激しいため、詳細なガイドラインではなく、原則を示す想定。
- 既にGHG計測等のサービスを提供する事業者も多数存在するが、こうした事業者のサービス内容・品質を資格取得者が判断できる能力も担保したい。

資料3：ターゲットとする能力のレベル（資格取得者のイメージ）



脱炭素にかかる資格の認定制度の類型

	類型①	類型②	類型③
認定の対象該非	○	○	×
主な資格取得者のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●（金融機関の）本部で脱炭素経営支援を担当する職員 	<ul style="list-style-type: none"> ●（金融機関の）支店の営業職員 （脱炭素に関心の強い企業と接する職員、企業の脱炭素化の推進に従事する職員） 	<ul style="list-style-type: none"> ●（金融機関の）支店の営業職員
資格取得者に求められる能力・役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧客である中小企業に対して脱炭素経営・排出量削減に関するアドバイスをすることができる。 ● 顧客のサプライチェーン全体の排出量を算定することができる（当然、適切な外部事業者を紹介することもできる）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧客である中小企業に対して脱炭素経営・排出量削減に関するアドバイスをすることができる。 ● 簡易な方法で顧客のScope1,2 排出量を算定することができる。 ● 適切な外部事業者を紹介することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧客である中小企業からの脱炭素経営・排出量削減に関する相談内容を理解することができる。

認定制度の審査項目は大きく分けて、①資格運営団体としての適切性、②認定適格とすべき資格が備えるべき内容があるが、本日は②を議論頂きたい。

【審査項目（案）】

1. 規程の対象
2. 運営機関の適格要件
3. 制度運営の適正性
4. 認定の取り消し

資格運営団体としての適切性

本日の議論の焦点

5. 資格付与のための認定要件（能力・知識・経験）
6. 資格の審査方法
7. 資格の維持方法（適格要件継続のための基準）

認定適格とすべき資格が備えるべき内容

資料4-1：検討事項 1 資格において求める能力等の内容



	類型①	類型②
資格取得者イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● (金融機関の) 本部で脱炭素経営支援を担当する職員 	<ul style="list-style-type: none"> ● (金融機関の) 支店の営業職員 (脱炭素に関心の強い企業と接する職員、企業の脱炭素化の推進に従事する職員)
資格取得者に求められる能力・役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧客である中小企業に対して脱炭素経営・排出量削減に関するアドバイスをすることができる。 ● 顧客のサプライチェーン全体の排出量を算定することができる。または、適切な外部事業者を紹介することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧客である中小企業に対して脱炭素経営・排出量削減に関するアドバイスをすることができる。 ● 簡易な方法で顧客のScope1,2 排出量を算定することができる。または、適切な外部事業者を紹介することができる。
どの程度の水準の知識が必要となるか	<p style="text-align: center;">＜右記に加え＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● GHGプロトコル、SBT認定、第三者保証等のGHG算定に関連するガイドライン・制度等の総合的な理解 ● サプライチェーン全体 (スコープ3) 排出量算定 (例) <ul style="list-style-type: none"> ①理解できる ②算定手法の妥当性判断ができる ③製造業等一定業種の算定設計が正しくできる ④あらゆる業種の算定設計が正しくできる ● 削減目標の設定方法 (SBT等で定められる要件に沿った削減目標を設定できる知識) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動に関する基礎的知識 (SDGs や ESG の基本的な考え方) ● 企業のスコープ1・2の排出量を算定する為の基礎的知識※ ※活動量×排出係数の基本的な考え方を想定 ● 適切な外部事業者を選定するための知識 (例) 形式的な証票・原単位の算式当てはめ以外に、例外的な企業や業種固有の事象が生じた際の対応が用意されているか、等 ● 削減方法に関する考え方
	<p>【特に議論頂きたいポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 類型①「サプライチェーン全体 (スコープ3) 排出量算定」の適切なレベル設定はどのようなものか。 ✓ 類型②「適切な外部事業者を選定するための知識」について、事業者のクオリティ等の判別に関するチェック内容の適切な例示はどのようなものか。 	

資料4-2：検討事項2 資格取得のための研修



	類型①	類型②
資格取得者イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● (金融機関の) 本部で脱炭素経営支援を担当する職員 	<ul style="list-style-type: none"> ● (金融機関の) 支店の営業職員 (脱炭素に関心の強い企業と接する職員、企業の脱炭素化の推進に従事する職員)
資格取得者に求められる能力・役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧客である中小企業に対して脱炭素経営・排出量削減に関するアドバイスをすることができる。 ● 顧客のサプライチェーン全体の排出量を算定することができる。または、適切な外部事業者を紹介することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧客である中小企業に対して脱炭素経営・排出量削減に関するアドバイスをすることができる。 ● 簡易な方法で顧客のScope1,2 排出量を算定することができる。または、適切な外部事業者を紹介することができる。
資格制度運営事業者に求める研修	<p>＜右記と同様＞ ただし、研修内容は「資格において求める能力等の内容」（検討事項1）に定める類型①相当とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格制度運営事業者は、能力等要件の内容を盛り込んだ適切な研修※を実施する ※ 身につけるべき知見・ノウハウは、ガイドラインに具体的に記載する ● 実施方法については、排出量計測等の実技の習得を含む（ただし、必ずしも対面の講習を必要とはしない）
<p>【特に議論頂きたいポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 資格制度運営事業者に求める研修に関して、上記の他に規定しておくべき事項はないか。 (例) 研修内容の確認のため、テキスト等の内容確認を必須とするか、等。 		

資料4-3：検討事項3 資格取得のための試験



	類型①	類型②
資格取得者イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● (金融機関の) 本部で脱炭素経営支援を担当する職員 	<ul style="list-style-type: none"> ● (金融機関の) 支店の営業職員 (脱炭素に関心の強い企業と接する職員、企業の脱炭素化の推進に従事する職員)
資格取得者に求められる能力・役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧客である中小企業に対して脱炭素経営・排出量削減に関するアドバイスをすることができる。 ● 顧客のサプライチェーン全体の排出量を算定することができる。または、適切な外部事業者を紹介することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧客である中小企業に対して脱炭素経営・排出量削減に関するアドバイスをすることができる。 ● 簡易な方法で顧客のScope1,2 排出量を算定することができる。または、適切な外部事業者を紹介することができる。
資格制度運営事業者を求める試験	<p style="text-align: center;">＜右記同様＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格制度運営事業者は書面審査、口述審査又は実技審査を行う。 ● 審査の基準が「資格において求める能力等の内容（検討事項1）」に定める事項について、適切に担保される内容となっていること。 ● 認定を受ける場合は、試験内容等（実施記録等）の提出を求める。
<p>【特に議論頂きたいポイント】</p> <p>✓ 資格制度運営事業者の求める試験に関して、上記の他に規定しておくべき事項はないか。</p>		

資料4-4：検討事項4 資格の維持（能力等の維持）



	類型①	類型②
資格取得者イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● （金融機関の）本部で脱炭素経営支援を担当する職員 	<ul style="list-style-type: none"> ● （金融機関の）支店の営業職員（脱炭素に関心の強い企業と接する職員、企業の脱炭素化の推進に従事する職員）
資格取得者に求められる能力・役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧客である中小企業に対して脱炭素経営・排出量削減に関するアドバイスをすることができる。 ● 顧客のサプライチェーン全体の排出量を算定することができる。または、適切な外部事業者を紹介することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧客である中小企業に対して脱炭素経営・排出量削減に関するアドバイスをすることができる。 ● 簡易な方法で顧客のScope1,2 排出量を算定することができる。または、適切な外部事業者を紹介することができる。
資格の維持方法	右記同様	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格保持者の知識等の陳腐化防止のため、国内外の基準、排出量算定実務の変更時において学習機会や知見の再査定（定期的な再研修）、資格の更新等が確保されていること ● 資格の実効性低下の防止にかかる措置等（テキスト・試験の更新等）が適切に講じられていること
<p>【特に議論頂きたいポイント】</p> <p>✓ 資格の維持方法に関して、上記の他に規定しておくべき事項はないか。</p>		

資料4-5：検討事項まとめ



テーマ	ガイドラインにおける論点	
認定制度の種類	類型① (金融機関の) 本部で脱炭素経営支援を担当する職員	類型② (金融機関の) 支店の営業職員 (脱炭素に関心の強い企業と接する職員、企業の脱炭素化の推進に従事する職員)
資格において求める能力等の内容	<右記に加え> <ul style="list-style-type: none"> ● GHGプロトコル、SBT認定、第三者保証等のGHG算定に関連するガイドライン・制度等の総合的な理解 ● サプライチェーン全体 (スコープ3) 排出量算定 (例) <ul style="list-style-type: none"> ①理解できる ②算定手法の妥当性判断ができる ③製造業等一定業種の算定設計が正しくできる ④あらゆる業種の算定設計が正しくできる ● 削減目標の設定方法 (SBT等で定められる要件に沿った削減目標を設定できる知識) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動に関する基礎的知識 (SDGs や ESG の基本的な考え方) ● 企業のスコープ1・2の排出量を算定する為の基礎的知識※ ※活動量×排出係数の基本的な考え方を想定 ● 適切な外部事業者を選定するための知識 (例) 形式的な証票・原単位の算式当てはめ以外に、例外的な企業や業種固有の事象が生じた際の対応が用意されているか、等 ● 削減方法に関する考え方
資格取得のための研修	<右記と同様> ただし、研修内容は「資格において求める能力等の内容」(検討事項1)に定める類型①相当とする	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格制度運営事業者は、能力等要件の内容を盛り込んだ適切な研修※を実施する ※身につけるべき知見・ノウハウは、ガイドラインに具体的に記載する ● 実施方法については、排出量計測等の実技の習得を含む (ただし、必ずしも対面の講習を必要とはしない)
資格取得のための試験	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格制度運営事業者は書面審査、口述審査又は実技審査を行う。 ● 審査の基準が「資格において求める能力等の内容 (検討事項1)」に定める事項について、適切に担保される内容となっていること。 ● 認定を受ける場合は、試験内容等 (実施記録等) の提出を求める。 	
資格の維持 (能力等の維持)	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格保持者の知識等の陳腐化防止のため、国内外の基準、排出量算定実務の変更時において学習機会や知見の再査定 (定期的な再研修)、資格の更新等が確保されていること ● 資格の実効性低下の防止にかかる措置等 (テキスト・試験の更新等) が適切に講じられていること 	